

所得税（国税）源泉徴収義務者の方へ

給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）は、支払をする際に所定の方法で所得税（国税）を計算して支払う金額から差し引き、税務署に納付しなければなりません。

そのうち給与の源泉徴収義務者が、従業員（受給者）の一年間の収入等からその年の所得税を計算・確定し、給与から天引きした所得税の合計金額と精算（年末調整）することによって、給与所得者の多くは所得税の確定申告の必要はありません。その際、従業員に「源泉徴収票」を交付し、平成28年1月1日現在の受給者の住所地の市区町村に「給与支払報告書」を提出しなければなりません。

また、源泉徴収義務者は、1年間の支払金額などをとりまとめた法定調書を作成し、税務署へ提出する必要があります。

これらの交付や提出は、平成28年2月1日（月）までに行う必要があります。

なお、源泉徴収、年末調整で使用する用紙や届出書、法定調書などの書類や手引き、源泉徴収税額表などは、村役場の窓口や、国税庁のホームページの「[源泉徴収義務者の方へ](#)」から入手できます（複写式の「給与支払報告書」は、村の窓口配布のみです。必要な種類・枚数をご確認の上、窓口にてご請求ください）。

◇社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成28年1月以降に使用する源泉所得税関連の用紙から、個人番号の記載が必要になります。国税庁のホームページの「[社会保障・税番号（マイナンバー）制度について](#)」をご覧ください。

また、法人には、13桁の法人番号が指定さ

れ、平成28年1月以降に運用・使用が開始されます。「[法人番号について](#)」をご覧ください。

【問合せ先】

●芝税務署 03-3455-0551

年末調整の仕方など国税に関する一般的な内容の確認、国税におけるマイナンバー制度に関する質問は、自動音声案内に従い「1」を押し、電話相談センターをご利用ください。

源泉徴収・年末調整・法定調書に関する具体的なご相談の場合には、自動音声案内に従い「2」を押し、次の内線番号をお伝えください。

【源泉徴収・年末調整（源泉所得税担当）】

内線 3032・3035

【法定調書（管理運営第1部門）】

内線 1003・1004

年末調整等に関する説明会の開催

源泉徴収義務者が行う事務手続きについて、芝税務署による説明会が次のとおり開催されます。

【内 容】

年末調整の仕方、法定調書の作成

【父 島】

・日 時 11月26日（木）

・場 所 午前9時～午前11時30分
村役場2階会議室

【母 島】

・日 時 11月27日（金）

・場 所 午後2時～午後4時30分
母島支所2階会議室

【問合せ先】 財政課税務係 2-3112